

## 災害見舞金の請求に係る住居の損害程度の判定基準

令和7年5月1日

日本郵政共済組合

自然災害による住居の損害の程度は、内閣府の判定基準（り災証明書）に基づき判定しているところですが、昨今、火災が頻発していることから、被害認定調査のさらなる効率化・迅速化を図るため、自然災害ではない火災による住居の損害程度について、以下のとおり見直しました。

本件の取り扱いは、令和7年5月1日以後に日本郵政共済組合に到着した災害見舞金請求書から適用されます。

【表1】 内閣府「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」と災害見舞金の損害割合（火災）

内閣府の基準 (り災証明書)	全焼	半焼			部分焼 ぼや
①損壊基準判定 住家の損壊、焼失、流失した部分の床面積の延床面積に占める損壊割合	70%以上	50%以上 70%未満	30%以上 50%未満	20%以上 30%未満	20%未満
国共法別表第1 災害見舞金	全壊相当の 損害	1/2以上相当の 損害	1/3以上相当の 損害	1/3未満相当の 損害	
換価月数	2月	1月	0.5月	0月	
内閣府の基準 (り災証明書)	全焼	半焼			部分焼 ぼや
②損害基準判定 住家の主要な構成要素の経済的被害の住家全体に占める損害割合	50%以上	30%以上 50%未満	20%以上 30%未満	20%未満	
国共法別表第1 災害見舞金	全壊相当の 損害	1/3以上相当の 損害	1/3未満相当の 損害		
換価月数	2月	0.5月	0月		

①及び②の基準でそれぞれ換価後、**いずれか高い方**を災害見舞金として支給する。

なお、自然災害による住居の損害の程度は、従来どおり以下の判定基準により判定します。

【表2】 内閣府「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」と災害見舞金の損害割合（自然災害による損壊）

内閣府の基準 (り災証明書)	全壊	大規模半壊	中規模半壊	半壊	準半壊 一部損壊
①損壊基準判定 住家の損壊、焼失、流失した部分の床面積の延床面積に占める損壊割合	70%以上の損害	50%以上 70%未満の損害	30%以上 50%未満の損害	20%以上 30%未満	20%未満
②損害基準判定 住家の主要な構成要素の経済的被害の住家全体に占める損害割合	50%以上の損害	40%以上 50%未満の損害	30%以上 40%未満の損害	20%以上 30%未満	20%未満
国共法別表第1 災害見舞金	全壊相当の 損害	1/2以上相当の 損害	1/3以上相当の 損害	1/3未満相当の 損害	
換価月数	2月	1月	0.5月	0月	

①火山災害について損壊・焼失・流失している場合に、その部分について住家の延床面積に占める割合で判定。

②水害及び風害等で住家が傾く、損傷を受けた等の場合に住家の被害の経済的割合で判定。自然災害の殆どは①により判定。